

第 21 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 21 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成22年3月12日（金）10：01～12：00

会場：農林水産省 7階 講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 新たな食料・農業・農村基本計画について
3. 平成21年度食料・農業・農村白書について
4. その他
5. 閉 会

午前10時01分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第21回企画部会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は、私を含めまして9名でございます。

本日の企画部会は公開されておまして、一般公募や報道機関の傍聴の方々、80名ほどお見えでございます。

予定としましては12時までを目途にしております。委員の皆様におかれましては、活発なご議論、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、議事の方に進めてまいりたいと思いますが、本日の議題は、新たな食料・農業・農村基本計画でございます。

本日は赤松農林水産大臣にご出席いただいておりますので、まず基本計画の基本的な考え方につきまして、赤松大臣の方からご説明をいただきたいと思っております。

それでは、大臣、よろしくお願い申し上げます。

○赤松大臣 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から農林水産行政の推進のために大変ご尽力をいただき、また当部会の委員といたしまして、それぞれ9回にわたって真摯な議論を続けていただいているということで、心から感謝を申し上げたいと思っております。

鈴木部会長のもとで毎回、大変活発な議論が交わされているということで、私も是非この部会に一メンバーとしても参加させていただきたいという思いを持っていたわけですが、なかなか今まで、今、予算審議等をしておまして、副大臣だとか、あるいは政務官だとか、誰か三役のうち必ず一人は出ていたと思っておりますけれども、そういう出席が多かったわけですが、今日はもう最終のところへ来ておまして、是非私自身が出席をさせていただいて、各委員の先生方のお話も聞かせていただきたいということで、出させていただきました。

しかし、残念ながら、今日も実は予算委員会での集中審議をやっておまして、指名がなければずっとここに座っていられたのですが、自民党の委員の先生から是非農水大臣に聞きたいということで、途中ちょっと抜けますが、その間は、舟山政務官、彼女はずっとおりますので、是非そんなお話を聞かせていただきたいと思っております。

さて、農業・農村をめぐる情勢につきましては、とにかく今の状況を何とかしなければ

ならない。これはもう政党、政派を越えて、かつて自民党・公明党政権の時も、本当に何兆円というお金をかけて、農業を立て直すために、これからの日本の農業のためにということでご尽力をされてきたということは、私ども認めておるわけですが、しかし、にもかかわらず、残念ながら担い手たちはもう平均年齢65歳と言われるような高齢化が進む、あるいは耕作放棄地は、あれだけいろいろ農地集積や何かをやったにもかかわらず、39万ヘクタール。しかも毎年、毎年、2万ヘクタールだどうだということで、どんどん耕作放棄地は増えているという状況でございますし、また、あれだけ一生懸命、農業者の皆さんもやっておられるにもかかわらず、農業所得は、先生方ご存じのとおり、もう15年前と比べて半分になってしまっていると。

一生懸命農業をやりたくても、この収入ではやれないじゃないかと。年金や出稼ぎに出て、やっと家計を何とか成り立たせているというのが農業の実態でございます。私どもの思いは、サボっていてもらっては困りますけれども、一生懸命努力すれば、必ず農業で生計が成り立っていくという仕組みに変えていかないと、やり方が今まで悪かったというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、何とか農業者たちも、あるいはそれを支える食品産業や、あるいは都市の消費者というところを含めてもいいと思いますけれども、そういう人たちも納得できる形での農業政策の大転換を行っていかねばいけない。これが私どもの思いでございます。

そんな意味で、多分今月末にお決めいただけると思っておりますけれども、今回の基本計画の中では、食料自給率についても50%、現在41%で本当に50%なんかできるのかというご意見もありますけれども、もちろんこれは今の鳩山総理が言っている25%のCO₂削減、これとある意味で言えば私は共通だと思いますけれども、やっぱり意欲的な数字を政治が示して、あるいは行政がきちっと示して、それに向けて、どういうことをやらなければいけないのか、何をやったらそれが達成できるのかというところをやっぱりきちっと、単に空理空論じゃなくて、ちゃんとした裏付けを持って、それに向かってみんなが努力してやっていくということがやっぱり必要なんじゃないかと思っております。

また、私どもの政策の柱でありました6次産業化についても、今日、実は今朝の閣議で正式にお決めいただいて、国会に提出をいたしました。この6次産業化や、あるいは今申し上げた食料自給率の問題、また今度は戸別所得補償制度ということで、これも今、国会で大議論をいろいろいただいておりますけれども、しかし、概ねその中身が分かってくるとともに、よりいいものにして欲しいというような、これは与党、野党問わず、そういう議

論が、大変前向きな議論が出てきているということで、本当に喜んでおりますし、是非この戸別所得補償制度も、今年があくまでもモデル事業ですけれども、23年度からの本格実施に向けて、よりいいものにしていくために、是非またこうした色々なご意見や、また肉付けも先生方からしていただければというようなことも思っております。

どちらにいたしましても、この素案につきまして、どうぞ委員の先生方には忌憚のないご意見をいただきながら、農業・農村の未来、これからに明るい展望が切り開ける、まさに総合的、戦略的、そしてまた体系的な基本計画に仕上げていただきますことを心からお願いを申し上げながら、鈴木部会長を初め、是非またいろんな意見も取りまとめていただき、いいものを3月末、29日ぐらいを実は予定しておりますけれども、それぐらいまでに仕上げてくださいをお願いして、私からの冒頭のお礼と、そしてまたお願いのご挨拶に代えさせていただきますと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

カメラの方はここで退席をお願いします。

それでは、続きまして、事務局の方から資料の説明をお願い申し上げます。

○大臣官房参事官 官房参事官でございます。

資料1として4点お配りしてございます。それぞれ時間の関係から簡潔にご説明申し上げます。

まず、資料1-1でございます。これが基本計画の素案ということでございまして、こちらにつきましては事前にお配りしていることもございますし、また後の資料でご説明差し上げますので、この資料についての説明は省略させていただきますが、この後ご議論いただく時に、是非その本文についていろんなご指摘を賜ればありがたいと思っております。

ただし、事前にお配りしている時には、もしかしたら後の方の2枚の表、33ページ以降ですけれども、ここについては付いていなかったかもしれませんので、表1というところから若干ご説明いたしますけれども、生産数量目標と克服すべき課題というのが書いてございます。これは自給率、これは50%目標というのを今日初めて出すわけでございますけれども、それを達成するために、品目別にこれだけの生産数量を上げていく必要があると。また、そのために克服すべき課題というのを表の右の方に整理しているものでございます。それが33、34、35と続いて、後でまたこれはポイントについてはご説明しますけれども、そして表2というのが36ページ、最後のページにあるわけでございます。表2が延べ作付

面積なり農地面積、耕地の利用率といったものが、ベースイヤーは平成20年ですけれども、平成32年にはこういう姿になっていくと。それから表3が、その結果としての食料自給率の目標として、カロリーベースが50%、額ベースの総合自給率が70%などについて掲げているということでございます。こちらについてもご審議いただければと思います。後でまたポイントをご説明しますので、この資料1-1の説明は以上とさせていただきます。

そして、資料1-2でございます。これがまさに、本体は少し長いので、そのポイントをまとめたものでございます。こちらについても事前にお配りしていることでもありますので、ここの資料の説明は1ページ目の上の3分の1ほどにまえがきとあると思います。そのまえがきについてご説明させていただきたいと思います。

農業・農村では、ここら辺に書いてございますような、いろんな状況があるわけがございます。こうした状況は個々の農業者の努力だけでは克服しがたいものであり、これを放置した場合には、自給率の向上や多面的機能の発揮が脅かされて、国民全体が不利益を被る恐れがあると。このために、国民全体で農業・農村を支えることが必要ですと。以上の認識に立って農政を大転換していきますというようなことをまえがきで整理してございます。これが全体を通しての基本的な考え方というようなものでございます。

以下、第1、第2、第3、第4と基本計画の本文の構成に沿ってポイントが整理されてございますけれども、後の資料でまた説明しますので、ここの資料についても説明はこれだけにさせていただきます。

そして、資料1-3という横書きのポンチ絵スタイルの資料があると思います。これがまさにポイントをまたさらに簡潔にしたポイントのポイントというようなものでございますけれども、まずその1ページ目でございます。右の方にオレンジの箱があると思います。これが新しい基本計画の総論部分といったものでございまして、一番上の方に、国民全体で農業・農村を支える必要性の明記とございます。これが今ご説明申し上げたまえがきに書いてあることでございます。

そして、過去の農政の検証を行い、新たな政策の対応方向を記述と書いてございます。これが本文なりポイントで言うと、第1の基本的な方針というところに書いてあることをまとめたものでございまして、5点ほど書いてございます。

これは、限られた用途・需要の下で生産を抑制する従来の施策から、多様な用途・需要に対応した生産拡大を後押しして、農業所得を増大させる政策に転換するというのを1番目に書いてございます。念頭に置いてございますのは、麦・大豆の生産振興の施策を、従

来は米の生産調整の遵守を要件としていたと。それが結果的に生産振興を抑制する形になっていたのではないかとというようなことを踏まえまして、そういう施策を改めていくということでございます。

2つ目が、一部の農業者に支援を集中させる従来の施策から、施策対象の裾野を広げることなどにより、意欲ある多様な農業者の営農の継続と経営発展を支援する政策に転換すると。これは戸別所得補償制度を念頭に置いたものということでございます。

3つ目の基本的な方針が、農地の転用規制などの施策が効果的に講じられなかったことなどから、新たな農地法の着実な推進によりまして、優良農地の確保、それから有効利用を実現していくということでございます。

4つ目でございます。関係府省の連携の下に施策が講じられなかったと。そのために地域の活力が低下していると、こういう状況が特に農山漁村施策ではあるわけでございますので、それを踏まえまして、活力ある農山漁村の再生に向けた施策を総合化していくということでございます。

5つ目が、自給率向上に向けた取組なり、生産から消費までの各段階における具体的取組の拡充が求められていると。そういう状況を踏まえまして、食品供給行程における取組の拡大を通じた安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立というようなこと。以上5点を第1の基本的な方針に書いてあるということでございます。

開けていただきまして、それがこの横長の表の資料の2ページ目でございます、これは各論部分についてのポイントを極めて簡潔に整理したものであるということでございます。次に出てくる資料でこの4点を中心にまたご説明差し上げますので、これについては飛ばしていただきます。

そして、3枚目でございます。自給率50%達成のための作付の拡大と農地資源の確保ということございまして、これが本日お配りした本体の後ろの方の表に書いてあることを、そのエッセンスをまとめたものということでございます。

上の方に自給率50%の達成というようなことが数字で書いてございまして、現行41%の自給率を平成32年には50%に上げていくと。そのためにはいろいろな品目で増産が必要ということで、ここで主要4品目について生産増大の姿を示しておるわけございまして、米粉ですと1万トンから50万トンに、大豆ですと26万トンから60万トンに、それぞれかなり大きな生産拡大が必要になるということで、これを目指していくということでございます。

下の方に緑の箱がございますが、これを実現していくためには作付面積が大きく増加す

るわけでございますので、どれだけ延べ作付面積が必要になるかというあたりが、この緑の箱の右上の方に書いてございます。平成20年には延べ作付面積は426万ヘクタールでございますけれども、これを先ほど申し上げましたような増産を達成するためには495万ヘクタール必要になるということでございます。そして耕地の利用率、これは現行92%ですが、これを高めていく、不作付地を解消するとか、あるいは二毛作を推奨するということによりまして高めていくことによりまして、平成32年に108%を目指すということでございます。そして農地面積は現在の460万ヘクタール、この水準を維持するというようなことを50%達成のために併せて推進していくということでございます。

この絵の方は、耕地を有効に活用して作付を拡大していくということについて、それを田面積、畑について示したものでございます。お読みいただければと思います。

そして、資料1－4でございます。こちらは完全な参考資料でございますけれども、新たな基本計画の主な変更点の各論部分ということでございます。この後本体のご議論をいただきますが、現行基本計画と、それからこの後の新しい基本計画はどのように変わってきたのかということをお示しして、議論に供していただければ参考になるのではないかとということでまとめたものでございます。

まず、1番が食料自給率目標ということで、32年度のカロリーベース自給率を50%まで引き上げるということを初めて掲げたと。これは最初の方に書いてあることが新たな基本計画でこれから書こうとしていることでございます。下の方に括弧がありますけれども、この括弧のところは現行基本計画に基づく施策についてでございます。それを対比したものであるということでございますので、今回の新しい基本計画の売りはどこかということが分かりやすく、参考になるのではないかとということでまとめたものでございまして、まず自給率については50%まで引き上げると。それで、2つ目、3つ目の丸にありますように、生産面、消費面、それぞれの課題を掲げているということでございます。

現行計画に基づく施策ですが、27年度目標で45%を掲げましたけれども、水田を初めとした生産資源を十分活用することができなかつたことでもありますとか、あるいは食育が推進される中で、栄養面での取組にとどまっていたのではないかとということですか、自給率の国民運動、これが展開されてきまして成果も上げているわけでございますが、しかしながら、始まってからまだ日が浅いといったようなこともあります。その他様々な事情によりまして、具体的行動を喚起できなかったことなどによって、現在の自給率は41%にとどまっているということでございます。

2番が食料の安定供給の確保ということで、その最初が食の安全と消費者の信頼の確保ということでございますが、新たな基本計画では「後始末より未然防止」の考え方を基本として、トレーサビリティ、GAP、HACCPに正面から取り組むということで、5つほどポツを掲げてございます。GAP、HACCP、トレーサビリティ、それぞれ取組を拡大していくと。そして輸入食品の検査・監視体制を強化するとか、加工食品の原料・原産地表示の義務付けを拡大するとか、このように取組拡大、そして必要がある時には制度的な対応を講じていくというようなことを掲げたいと思っております。

開けていただきまして、2ページでございます。

現行計画に基づく施策といたしましては、BSEの発生などを踏まえまして、この当時の背景はそういうことがありましたので、リスク分析に基づく取組の方により大きな重点が置かれていたのではなかったかと。その中で、食品供給行程の取組についてはなかなか進んでいなかったのではないかとというようなことが書いてございます。

以下、少しはしょって説明いたしますけれども、(2)が食品産業の持続的な発展と新たな展開ということで、食品産業を取り巻く様々な課題に対応するために、将来展望なり課題なりについて、官民の役割分担を踏まえた対応方向を明らかにするような、食品産業の将来方向のようなものを22年度中に策定してはどうかということでございます。

(3)が総合的な食料安全保障の確立ということで、平時から肥料などの生産資材の確保対策ですとか、防疫措置の強化、国際協力の推進ですとか、海外農業投資の支援などを内容とする総合的な食料安保を確立していきたいということでございます。

3ページ目が、3番、農業の持続的な発展ということでございます。

まず、(1)が戸別所得補償制度の創設と多様な農業経営の推進ということでございまして、最初の丸が戸別所得補償制度の意義でございます。兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業経営を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備するために戸別所得補償制度を導入するということです。これとともに新規就農者を幅広く確保して、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営に対しまして、多角化、複合化、6次産業化、こうした取組を後押しすることなどによりまして、競争力がある経営体を育成・確保していきたいということです。併せまして、作目別に講じられてきた生産関係施策を再整理して、多様な用途・需要に対応した生産拡大を後押しする施策に転換するというところでございます。これは先ほど申し上げたことでございます。

現行計画に基づく施策ですけれども、丸の3行目あたりに「しかしながら、」とありま

すが、一部の農業者に施策を集中するだけでは、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することができなかった。そのために担い手を育成するという施策目的の達成が限定的になってしまったというようなことを書いてございます。

また、農業関係団体を経由または活用した施策を多くの場面で採用してきたことなどによって、多様な農業者を育成・確保する上での制約もあったのではないかとというようなことを書いてございます。

(2) が優良農地の確保と有効利用の推進ということで、新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化なり、意欲ある農業者への農地の集積ですとか、耕作放棄地の再生・有効利用といったようなことを掲げたいということでございます。

4 ページ目を開けていただきまして、(3) でございます。食料供給力強化に向けた生産基盤の抜本見直しということでございまして、この基盤整備事業につきまして、基幹的水利施設の戦略的な保全管理ですとか、地域の裁量を生かした制度ですとか、自給率の向上に資する基盤整備を推進していくというようなことが書いてございます。

4 ページの下からは農村の振興ということで、農業・農村の6次産業化というのを最初に書いてございます。農業者による生産・加工・販売の一体化ですとか、2次・3次産業との融合ということによって、農業・農村の6次産業化を推進するというところでございまして、現行計画に基づく施策としては、こういう6次産業化といったような体系立った施策は、今までは存在しなかったということでございます。

5 ページ目の(2) に都市と農村の交流というのがありまして、その3行目に農山漁村における教育、医療・介護の場として活用すると、こういった新たな位置付けをしているということでございます。

(3) が都市農業の振興ということで、都市農業を重視していくという方向を明確化して、柱立てをしたということでございます。

(4) が集落機能の維持と地域資源・環境の保全ということで、農村コミュニティの維持・再生とか、中山間地域等直接支払の維持継続ですとか、農地・水・環境保全向上対策の評価ですとか在り方の検証、鳥獣被害対策の推進といったようなことを盛り込みたいということでございます。

そして6 ページ目が(5) でございます。農山漁村活性化ビジョンを策定するというところで、農山漁村の将来像・目標を明確化して、国と地方との役割分担による活性化施策の推進方向を示す活性化ビジョンを提示して、関係府省が連携して関係施策に取り組む仕組

みを構築していきたいということで、現行計画に基づく施策ですけれども、農山漁村対策というのは本来、各省庁の施策が総合的に講じられるべきであったにもかかわらず、こうした取組が徹底されなかったのではないかなというようなことを書いてございます。

5番目として、横断的施策でございます。これは今回の基本計画で初めて位置付けたらどうかということで掲げてございますので、そもそもこういう柱立てがこれまではなかったということでございますけれども、(1)が技術・環境施策等の総合的な推進ということで、3行目にありますように、地球温暖化対策なり生物多様性保全を含む地球環境問題に貢献していくというようなことを位置付けたらどうかということでございます。

(2)として「農」を支える多様な連携軸の構築ということで、いろんな様々な関係者が互いに協力し合いながら農業を支えていく取組が地域、地域で行われていますので、これを広げていきたいということでございます。

最後、7ページ目、団体の再編整備に関する施策ということでございます。関連諸制度の在り方の見直しと併せまして、ここに書いているような団体の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるように、その効率的な再編整備を推進していくと。また、その農業関係団体を経由または活用した施策は、可能な限り施策対象に直接作用するものに改めていくというようなことで整理してございます。

若干長くなりましたが、私からの説明は以上でございまして、本文についてご議論をいただくとありがたいと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ご議論いただきたいと思いますが、赤松大臣が10時50分を目途にご退席されますので、それまでに委員の皆様から是非大臣にお話ししたい点を、では、茂木委員からお願いします。

○茂木委員 全中の茂木でございます。本日は大臣の出席をいただいておりますので、率直な現場の意見を申し上げたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

私ども、これまでJAグループでは、国が決めた農政の実現に向けまして、農家の経営や生活の向上、そしてまた、地域の活性化という点で政府と一体となって努力してきたという、そんな自負を持っておるところでございます。

しかし、先般一部マスコミが配信をしました農協はずしいという記事が各県の地方紙に大き

く掲載をされまして、現場からは一体どうなっているのだという声が大変多く私のところに来ておるわけでございます。

例えば4ページの(2)の②の書き方、それから9ページの最後の3行から10ページの1行目の部分でございます。この書き方が農協はずしという誤解を招くような書き方になっているのではないかと、私はこんなふうに思っております。

また、18ページ①のアの最後の3行部分ですが、現在でも交付金は直接農家の口座に振り込まれているのが実態でございまして、こうした書き方も誤解を招く表現ではなかったのかなと、こんなふうに思うわけでございます。農業・農村の発展という目標は同じでございます。必要な施策を確実に実行していくために、JAグループは今後とも行政や関係団体と連携して取り組んでいきたいという考えを持っておりましたので、こうした誤解を生じませんように、文章表現にはご留意いただきたいなど、こんなふうに思っております。

次に申し上げ、要望したい点でございますが、我々JAグループでは全国47都道府県、津々浦々、現場の声を踏まえまして、3月4日に重点要望事項を組織決定いたしましたところでございます。前回の企画部会でも申し上げたところでございますが、今回の基本計画は農業・農村をめぐる環境が大きく変化した中での基本計画であり、国としてどうするのかという姿勢、つまり国家戦略として政策を位置付けるという、そういう認識を前文に示していただきたいなど、こんなふうに思うわけでございます。

そして、少し時間をいただきまして、5点の重点要望事項について申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、農業構造の将来展望の明確化が必要だということでございます。素案では、まだこの部分について明記されていませんが、地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成のためには、生産者の目標となる農業構造の展望や、営農類型別、あるいは経営形態別に具体的な目標を設定いただきたいなど、こんなふうに思っております。

2点目でございます。農業生産額と農業所得の増大目標の設定、これが必要ではないかと思うわけでございます。

そしてまた、3点目は、食料自給率目標、50%以上の目標設定が必要ではないかと、こんなふうに思っております。素案におきましては今回、食料自給率目標50%が明記されていることは評価をいたしております。しかし、食料自給率の目標実現に向けましては、意欲ある農業者を増やしていくことが必要であるわけでございまして、そうした農業者が増

えないのは、本文にも触れてございますが、所得が低下をし、農業だけでは生活ができないという、この現実があるからでございます。これまでも何度も申し上げていることでございますが、農業所得をやはり増大させなければ、食料自給率の向上は難しいと、こんなふうに考えております。是非、農業生産額と農業所得の増大目標を設定いただき、それに向けた具体的な政策を是非ともお示し願いたいなど、こんなふうに思います。

さらに自給率の向上に向けまして、農地の利活用と担い手の確保・育成により食料自給率を強化し、麦、大豆、米粉用あるいは飼料用米などの拡大に向けました政策が必要であるということ言うまでもありません。また、本日、品目毎の生産数量目標が示されておりますが、それを実現するための具体的な施策、工程表が必要ではないのかなど、こんなふうに思います。

4点目の戸別所得補償制度の充実・強化が必要ということでございます。

18ページに米以外の戸別所得補償制度のことが触れられてございますが、品目毎の特性や制度の仕組みが異なることから、生産者を初め、広く関係者から意見を聞いて、生産現場の実態を十分に踏まえて検討いただきたいなどと思います。

特に畜産・酪農についてでございますが、現在の蓄種毎の経営安定対策の実施状況を踏まえて、需給と価格の安定、生産拡大や所得向上が確実に図られる仕組みとしていただきたいなどと思います。

また、18ページの最後の行に、野菜・果樹につきましては、恒常的に販売価格が生産費を下回っている状況にないと書いてございますが、しかし、現実問題としては、果樹・野菜につきましては、家族労働者を含めた生産コストを全く補えていないコスト割れの状況が生じておるわけございまして、農家の経営安定に向けて万全な対策を講じていただきたいなどと思います。

最後に、大きい項目の5点目でございます。適切な国境措置の確保と新たな農産物防疫ルールの確立が必要であるということでもあります。WTOやEPA交渉については17ページの(5)に触れられておりますが、新たな基本計画の円滑な実施には、適切な国境措置の維持が是非とも前提となりますので、その点、是非お願いをしたいと思います。

また、重点要望のほかにも、これも長くなって恐縮でございますが、個別の項目について何点か申し上げたいと、このように思います。

国が主体となった流通、販売、備蓄対策の必要性がまず第1点目でございます。3ページの最後の2行の内容でございますが、「限られた用途・需要の下で生産を抑制する」政

策から「多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しする」政策に転換すると書いてございますが、この点は私ども十分評価をしたいなど、こんなふうに思います。

しかし、こうした生産拡大を成功させるためには、作ることを支援するだけでなく、国産の畜産物を有利に販売する仕組みや、流通の円滑化支援、流通・加工施設への支援、備蓄対策など、国として流通・販売対策や出口対策をしっかりと講じることが必要であり、その点も基本計画に盛り込んでいただければなど、こんなふうに思います。

2点目は、多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しする政策への転換についてでございます。3ページの(1)でございますが、野菜などの場合、加工用に対応できないために輸入を増加させたという書き方がされてございます。しかし、米や青果、牛乳などもそうでございますが、加工に回した場合は所得が十分確保できないという実態にございます。このことをまず理解していただかなければならないと思います。多様な用途に生産拡大するには、万全の経営安定対策を講じていただく必要があるかと思えます。

3点目は、新たな直接支払の制度の創設でございます。26ページの(4)の②と③で、直接支払制度の今後の施策の在り方を検討するといったしておりますが、この点につきましては、農業の多面的機能や農村コミュニティの維持などに着目した新たな直接支払制度の創設を含めまして、検討をしていただけたらと思います。

それから、4点目は農地関係でございます。4ページ(2)の最後の行におきまして、平成の農地改革と言われる新たな農地法改正につきまして、適切に推進するとか、確実に運用という書き方がなされておりますが、その書き方では農地をフル活用するという積極的な姿勢が見えておりません。もっと積極的に推進するという立場の書き方が是非必要かと考えます。特に生産性向上を図る上でも、担い手に農地を集積するということが大変重要でございますが、面的に集積するという表現が見受けられないので、農地を面的に集積するということを重点として是非打ち出していくべきかと、こんなふうに思います。

それと、5点目でございます。26ページの(3)の都市農業関係でございますが、都市農業が様々な多面的な役割を有しているというのは、そのとおりでございますが、一方で、都市農業の減少に歯止めがかからない状況になっております。このため、新たな基本計画におきまして、都市農業や都市農地の位置付けを明確にいただき、都市農業の振興、そして多面的機能の確保や都市農地保全のための必要な対策を講じる必要があるということをお記していただければと思っております。

それからもう一つ、6点目でございます。農作業の安全対策の強化でございます。20ペ

ージの⑤の農業生産資材費の縮減の中で、農作業の安全対策の強化について触れられています。毎年400人近い犠牲者が出ている農作業の安全対策の強化は重要な課題であると考えておりますので、⑤の中で一緒に取り上げるのではなく、⑥として新たに項目を立てる必要があるのではないかと、こんなふうにも思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

新たな基本計画は、以上申し上げましたが、ちょっと長くなって恐縮でございましたが、大臣がお見えの時にということで、あえて2つ一緒にお願ひを申し上げましたので、お願ひいたします。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、引き続いて、松本委員、お願ひします。

○松本委員 じゃ、せっかく大臣、初めてのご出席でありますので、引き続き三、四点、要請といいますか、ご意見を申し上げたいと思います。

茂木委員とダブるところもあるのでありますが、1つ目は、優良農地の確保の観点であります。今日出されました資料でも461万ヘクタールと、こういう大変意欲的な数字だと思うのです。過去の現実を見ますと、ほぼ2万ヘクタールずつ、かつては600万ヘクタールが、今は460万ヘクタールでありますから、この趨勢があったわけでありまして、これを現状でストップさせると。

多分想像するに、38万ヘクタールの耕作放棄地がありますから、これを復元することによって、相対的な量は帳尻を合わせるということも考えられるのでありますけれども、なかなかそれは相当の決意が必要だと、こういうふうにも思うのでありまして、特に先般の農地制度の改正で、農地の確保は国と県といいますか、ここがまさに第1丁目1番地で確保いただくと、こういうことになったと思いますので、是非その点をきちっと、もっと強く表面へ出していただきたいというのが1点であります。

それから、2点目は、これまでもたびたび申し上げてきたのでありますが、いわゆる農業経営といいますか、経営支援といいますか、特にこの素案の中でも、新しい多様な担い手を支援していく、その道筋の一つとして、融資とかそういうところに大変大きな期待を置くのだと、こういうふうな方針が出されているわけです。それを裏腹に考えますと、いわゆる金融機関であったって、ただ無造作にお金を貸して下さるわけではないので、きちんと経営力があるのか、将来焦げ付きはないのか、そういう観点の大変審査もあるわけで

すね、現実の話は。であれば、やはりこういう施策を受けて立つには、それを受けて立つだけの器量を持つような、こういう経営を目指すということではなければいけませんから、そういう点とセットで、やはり農政としての支援を、あるいは視点を忘れると、結果的にもとのもくあみと、こういうことになるのではないかと思いますので、是非その点は、この新しい10年の基本計画の中でもその視点を織り込んでいただきたいというのが2点目であります。

それから、3点目は、大変斬新な6次産業化、昭和30年代、40年代のいわゆる兼業化といえますか、かつてその兼業化は欧州、ヨーロッパからは大変、日本独自の路線ということで評価された面もあったわけではありますが、今般は農業内部でのある意味での多様化、兼業化という新路線を打ち出されたと、大変評価する面があると思うのです。

その時に、本文の中に今回、6兆円規模の真水の産業の創出というようなことも明記されておりますけれども、それなら、この下段にバイオマスとか再生可能エネルギー、こういうところの果敢な提案も出されているわけでもありますから、この辺りについても一つの見通しを、例えば何兆円とか、こういうものを出していただければ、農村現場としては大変勇気を持つのではなかろうかと、こういうふうに思います。

それから、ちょっと変わりますけれども、もう一つ、先ほどの経営対策の関係で今思ったのでありますが、国内農業の輸出に1兆円という数字も明記されているということであれば、特に国内農業の経営の質を高めるという観点で、海外への新しい市場を農業者が知見として持つと。そういう面での若い時からの海外研修等についても、これも不断な後押しをすることが必要ではないかと。いささかその辺りについて最近では、日本農業は質的にも最先端を走っているからというような形で、少し停滞している面があるのではなかろうかと思われまますので、こういう点でも、新しい市場開拓を経営者として、農業者として身に付けるという観点で、こういう施策についても引き続きの後押しをするべきじゃないかというのが3点目であります。

それから、最後でありますけれども、いわゆる中山間、かねがねこの場で申してきておりますけれども、中山間直接支払制度については来年度から継続の方針が明記されておりますけれども、先般も四国の方の果樹地帯からのお話を聞きましたら、やはりこの本文の1ページ目に越えがたき地勢条件ということも明記されている中で、果樹等の支援策の基準については、もう少し温かい基準等を別途考える、そういうことも必要ではないかと思われまますので、是非ご検討をお願いしたいと、このように思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

引き続いてお願いします。どうぞ、合瀬委員。

○合瀬委員 基本計画、非常に多岐にわたっておりますので、細かく言い始めるとキリが無いので、2点ほどお願いしたいと思います。

1つは、生産量の拡大ということが書いてありますが、これは何よりやっぱり使う方の需要というものに重きを置いて考えていただいて、これに対応していただきたいということです。米粉1万トンから50万トン、それから飼料用米1万トンから70万トンと、非常に大きな拡大の目標を取っているのですが、一方で、本当にこれだけの需要があるのか、需要を作り出すのは大変なことだと思います。朝食欠食児童を減らすとか、給食への対応を書かれていますので、是非こういう需要拡大について積極的に取り組んでいただきたいというのが1つです。

2つ目は、今回の政策は持続可能な政策なのかどうかということなのです。持続可能な農業ということを非常に大きく書いてありますが、政策自体もやっぱり持続可能でないといけない。今回のモデル事業の予算5,600億円でさえ、もっと削れるのではないかとされているような時代です。そういう時代に、ここに書いてあるような野心的な目標を掲げるのは結構なのですが、本当に持続的な政策であるのかどうか検討して欲しいということです。農業というのは残念なことではありますが、現状では極めて政策に依存した産業ですから、政策が短期間で変わるとかなり混乱します。是非持続的な政策であるかどうかということをいま一度考えていただいて、もう一回練り直していただきたいということです。

それからもう一つ、すみません、E P A、F T Aのことなのですが、今回の取りまとめには輸出のことがかなり具体的に書いてあります。工程表を作って、重点地区、重点品目をやって、きちんとやるのだと。私はこれからの日本の経済状況を考えると東南アジア、特に中国あたりとのF T Aを考えなくては成長が持続できないと思うのです。輸出に積極的に取り組むのなら、やはり輸入というか、アジア全体の中での農業政策ということを考えないといけないと思います。民主党も日本の成長戦略というのがあるわけですから、それにきちんと合致しているのかどうかということも含めて、やっぱり農業だけの基本計画ではだめで、全体の日本の成長戦略の中にきちんと位置付けてあるのかどうかということも是非考えていただいて、残り少ない議論ですが、是非入れていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

荒蒔委員、お願いします。

○荒蒔委員 各論についてはもう私もあえて差し控えますが、今、合瀬委員が言ったことと多少共通しますけれども、例えば今日の資料1-1のまえがきの中で、国民全体で農業・農村を支える必要があるということを明記していますので、自給率を上げていくことが国民全体にとって必要で、なおかつそれについては単なる、私は受益者、あなたは犠牲者という感じじゃなくて、全体がそういうことを自覚を持って進められるような仕組み、具体的アクション、例えばFOOD ACTION NIPPONとかをかなり色濃く出していく必要があるのではないかと思います。

自給率を上げるとかいうのは非常に大事なことなのですけれども、一方では、さっき合瀬委員が言ったように、高いものを買わなければいけないのではないとか、飼料なんか他のものを食べさせた方が安いのではないとか、いろいろありますので、こういうことの大切さをうたうと同時に、そのための省庁を越えた協力とか、連携プレーとかを具体的に示していくということが必要なのではないかというふうに感じております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

すみませんが、大臣の退席のお時間が迫っていますので、ここで大臣からご発言をいただきたいと思います。

○赤松大臣 どうもありがとうございました。

こんなにいろいろ聞かせていただけたら、もっと何回も本当は出させていたいただきたいと思いますし、まだ二十何日までは日にちがありますので、是非私自身もまた改めて皆さんのお話を聞ける場を、是非、お許しいただけるなら、作らせていただきたいと思っています。

茂木会長からもいろいろお話がありましたし、農協はずしと、どこにそんな言葉が出ているか分かりませんが、決してそんなふうに私どもは思っていませんし、今度の戸別所得補償制度を進める上でも、地域協議会等で、その中の中心メンバーで入っている農協の皆さんのお力をかりなければうまくいきませんので、そのための運営費は七十何億ぐらいだったかな、ちゃんと用意して、そういうことはやっています。

ただ、一部、僕はこうやって何でもあけすけに言う方なものですから、誤解を受ける点があるとすれば、例えば政治家が農業共済の役員をやって給料を取ったり、あるいは農協や農業関係団体が政治家のパーティーを買って、これは自民党だからだめだと言うのでは

ないですよ、民主党であっても、共産党であっても、何党であれ、そういう税金が入っているようなところがそういうものをやるのはいかがなものですかと。それは強制じゃないけれども、自主的に下りられたらどうですかというようなことは今指導しております。

これは黙っていたら、4年、8年、民主党の政権が続いたら、自民党の議員が民主党の議員に変わるだけです。だからそういうことは、私はよくないと。だからそういうことは、きちんとやっぱりそういう団体も襟を正して下さいと。その代わり、それぞれの団体の役割というのは、ちゃんと基本的な役割は僕らも高く評価しているのですから、そういう役割に沿って、しっかり農業のために、あるいは農家のために頑張っていたきたいという気持ちでございますので、それは誤解のないように是非お願いしたいと思います。

あと、いろんなお話が具体的にありました。国家戦略でやって欲しいとか、あるいは自給率、生産数量目標、あるいは出口対策が重要だとか、経営安定対策がなければ意味がないとか、あるいは中山間地の問題は、これは他の方からも出ましたし、これについてはちゃんとやっていきますし、今までと私どもが違うのは、先ほど部会長も言われましたけれども、一部の担い手の皆さん方を応援していく、これは変わりませんが、我々は小規模で、しかし、水・緑・環境とか、そういうことを多面的な機能の中で、やっぱり小規模の農業者を、じゃ、切り捨てていっていいのかと。そうじゃないでしょうと。そこも何とか頑張ればやっていけるような仕組みを作りましょうというのが基本なので、当然、中山間地の、今年度で終わりますけれども、23年度以降もそれはきちっと対応していくということはお約束できると思っております。

それから、松本さんから、461万ヘクタール、現状維持、いいと言っていましたけど、これは私どもの思いがございまして、確かにもう年をとられてやめる人もありますから、減るところもあるでしょう。しかし今、39万ヘクタールのうちの10万ヘクタールは優良農地だと言っているわけですから、だからそこを今度は農地に新たに作り替えていくということで、今の何とか461万ヘクタールという、その農地面積を維持しよう。まさにこれは、ある意味で言えば、現状維持で何か保守的なように見えますけれども、むしろ反対に、減るのがもう前提なのですから、それを現状維持するという意欲的な目標だということをお是非ご理解いただきたいと思います。

それから、合瀬さんからお話しいただいて、まさにこれも、私なんかはむしろ、流通や受け入れ先の方との関係が今まで強い方で、市場や何かの関係で。これは木材もそうですけれども、いくら路網整備したって、出してきた木材を買ってくれるところや使ってく

れるところがなければ意味がないわけで、これは農業も一緒だと思います。

そういう意味で、例えば今度は戸別所得補償でも大転換して、米粉だとか飼料米というふうになりますけれども、アメリカからだけでもトウモロコシを4,000億円毎年買っているわけですから、じゃそれは、もっと安全で、安心で、しかもこれを豚や鳥が食べたら、もっといい中身の肉質、柔らかくて、おいしくて、そういうものができるわけですから、それに養鶏組合や、あるいは養豚組合や、そういうところをお願いして、是非これを使った方が肉がおいしくなりますよ、高く売れますよと。

この間も青森の農業協同組合の表彰をしましたがけれども、1個100円ですよ、卵が。通常20円ぐらいですか、一般の卵は。5倍もする卵がもう飛ぶように売れるのです。それはやっぱり健康にいい卵だから、健康志向の人は1個100円でも買うのです。ですから、これは飼料米で育った卵ですけども、そういうことも含めて、ご指摘のそういう付加価値の高いもの、それからもっと米粉なんかを増やしていこうと思えば、今、山パンさんや何かにも僕、頼んでいるのですけれども、20%ぐらい米粉を入れたら、もう普通の小麦100%と変わらないのですね、20%までなら。だったらすべてのパン屋さんが全部米粉を20%ずつ入れてくれたら、これは一気に米粉の消費量なんて増えていくわけですから、一例ですけども、そういうことも含めて、米粉、飼料用米については、ご指摘のとおり自給が大切だと、自給の受け入れ先を整備することがまず重要だというご指摘のとおりだと思いますので、そんなことをやっていきたいと。

それからあと、政策維持が可能か否かということ、これはもちろんそうですし、今までの猫の目のように変わっていく行政が、むしろ農業・農村の皆さん方に大変迷惑をかけてきたということですから、少なくとも、この戸別所得補償制度や6次産業化というような基本となる政策については、永久にとは言いませんけれども、基本的には変えないということで、5,618億、来年は1兆円ということで一応考えておりまして、これはもうちゃんと政権としてのマニフェストに明記してあることですから、これは約束どおりきちんとやっていきたい。

ただ、これをどの範囲までこれから広げていくか、どういう形ですか、それはやっぱり皆さん方に相談しながら、何でも政治家が決めればいいのだということではありませぬので、どういうやり方がいいのか、このモデルケースを検証しながら、1年間やっていきたいと、本格実施に向けていきたいと。

それから、荒蒔委員からは、省庁の枠を越えて、そういうこともいろいろ大胆に踏み込

んでやっていくべきだというようなお話もありました。そのとおりだと思いますし、あと、これは合瀬さんからかな、成長戦略の位置付けの中でEPAとかFTAとか、それから他の方からも輸出入の問題をもう少し弾力的に考えてもいいのではないかというようなお話もありましたので、ちょっと時間の関係できちんとお答えできなかったと思いますが、そんなことを踏まえてやっていきたいと。

1回ちょっとまた事務局とも相談しますが、僕が出てこんなに喜んでいただけるのであれば、本当は彼女の方が農業的には専門家かもしれませんが、権限は僕の方がありますから、そういう意味で、先生方のお許しをいただければ、また是非出させていただいて、私は私なりのまた意見もありますし、そういう意見を戦わせながら、よりいいものを作っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、予算委員会にちょっと行ってきますので、よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。では、また是非よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今までのところで、政務官、お願ひします。

○舟山政務官 大臣よりは権限がありませんけれども、私の方からも、ほぼ大臣からコメントがありましたけれども、若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、構造展望を明確化するべきではないかというご指摘がありましたけれども、これにつきましては、やはり大きな目標として食料自給率50%、そしてそのための数量目標、農地面積の数値について示していると。これが閣議決定ということで、つまりは政府全体の目標としてしっかりと位置付けていくようになります。

そういう中で、今後どういう農業構造の展望がいいのかと。その辺につきましては引き続き検討していきたいと思いますが、いずれにしても、これが閣議決定というものではありませんけれども、やはりそういった構造展望の考え方、どういう構造の中でこういうものを実現していくのかという、そういったことにつきましては、引き続きしっかりと検討して、お示しできる段階に、またお示しをさせていただきたいと思っております。

それから、優良農地の確保につきましては、大きな目標ということで、是非、農業会議所の方でもしっかりとそういった、いわゆる農地の番人として今までもいろんなお仕事をさせていただきましたけれども、やはり連携をさせていただきながら、しっかりとやはり基盤、その土俵ですね、土俵がなければ目標も達成できませんので、やはり大きな目標、転用規制も若干昨年の農地法改正で強化されている部分もありますので、やはりこういった

運用もしっかりする中で、その優良農地をしっかりと確保していきたいと、そんな思いでおります。

あと、合瀬委員から持続可能な政策かというところの質問がありましたけれども、やはり私は、このまえがきにもありますけれども、なかなか今、農産物の価格の低迷で、その国の農業が困難な状況に直面しているというのは、国を問わず、特に先進国、本当に共通の課題だということを、私も前日、OECDの農業大臣会合で、各国の農業大臣ともお話をする機会がありましたけれども、本当に口々に多くの国の大臣が言っておりました。

そういう中で、どうやって国の農業を持続させるのかと。どこの国も頭を悩ます中で、やはりある意味で、多面的機能と多くの国も言っていましたし、今回も書いていますけれども、そういう多面的機能をどう評価し、それをどう政策的に支援していくのか、まさに価格には盛り込まれない、そういう役割を支援するという方向性というのは、私はこれはもう今後変わらないのではないかと思います。

よくこういった直接支払の手法、いつまで続けるのだと、いつになったら卒業するのだという指摘がありますけれども、恐らくこれはある程度持続的にやっていくものなのだろうと。その手法というのは少し変わっていくのかもしれませんが、基本的な理念というは、そういった直接支払で生産を支援するという方向は変わらないのではないかと思いますし、是非そういった方向で、これはもう国として、それこそ自給率を50%に上げていくのだ、農業を守っていくのだ、多面的機能を守っていくのだという大きな目標を立てる中で、やはり国家の戦略としてしっかりと位置付けていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、荒蒔委員から自給率向上の重要性を、やはり国民全体の問題なのだというところをできるだけ国民運動的に広げていきたいと、本当にその思いもありまして、前文にも少しくどいぐらいに書かせていただいていますけれども、昨日、与党議員からも、まだもうちょっと書き込むべきじゃないか、もっと強力にアピールするべきではないかという指摘なんかもありましたし、以前の私が出たこの会合の中でも、岡本委員なんかからもそういったお声をいただきまして、やはりどうやったら国民全体の問題として認識していただけるのかということ、やはり是非、この基本計画だけではなくて、いろんな場面でしっかりと運動を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

では、すみませんが、森野委員がちょっと退席しなければいけないので、先にお願いし

ます。

○森野委員 恐れ入ります。質問というか、感想だけ申し上げたいと思います。

先ほど来、今の政務官のご発言にもありましたように、国民全体で支えていくということについては全く異論はないのですが、どう支えるかといった場合に、まず何よりも、税金で支えるよりも、国民が国内のおいしい、いい農産物を積極的に食べると。これが国民がけきる一番の道だろうと思います。

その時に、今回非常に消費拡大について言及されているのですが、もう一点是非お考えになっていただきたいのは、味付けという点を是非、6次産業化といった時にお考えになっていただきたい。

例えば具体的な例を挙げますと、山形県の鶴岡市にアルケッチャーノという地場産の野菜を使ったイタリアンのレストランがあって、これは有名ですね。そういうような、非常にイタリアンの有名なシェフが経営しているお店もあります。それから、この1年間でも私、会津の料理屋さんと、それから渥美半島の農業公園で、会津の場合は調理師の方だったと思いますが、農業公園の場合は農家の女性たちが味付けを、和え物なんかをして、非常に、ああ、こういうおいしい味付けがあるのだという、そういう、おいしい野菜がより映えてくるような、そういう味付けがされていました。

従って、何を申し上げたいかということ、消費拡大には素材そのものの、農産物そのもののおいしいということはもちろん重要なのですけれども、それがおいしく食べられるような、そういう工夫を是非、他のサービス業とか、農家の女性たちとか、いろんな人たちの知恵を寄せ集めて促すような、そういう工夫を盛り込んでいただきたいと。これは質問というより感想というか、要望としてお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど、岡本委員、平田委員、藤岡委員、それぞれ挙げておられたので、岡本委員からお願いします。

○岡本委員 岡本です。

最初これを読んで感じたのは、何というか、自虐的な文章が多いなという事です、すみません。何かみんないろんなことを書かれているのですが、それは全部は無理だろうなとか思いながら読ませてもらいました。

これを読んで一番私が気になったのは、この基本計画は誰のためのものなのかなという

のが分からなかった事です。読む人が行政の人であったり、ある程度の関心のある農業者の方であったりするのならすぐ分かる言葉でも、私たちのような一般人が読むと、なかなか分かりにくいだろうなと思いながら読ませてもらいました。単語という意味もそうですけれども、内容的にも、例えば今度こう変えます、こうなりますと言われても、その前のことが分かっていないので、どう変わったのかよく分からないとか、これの言葉の裏にはこんな意味がある、こんな思いがあるということがさっぱり分かりません。分からないまま見させてもらおうと、何かぴんと来ないので、説明が欲しいです。もちろん本文に書くのは無理だとしたら、例えば副読本のようなもの、解説本みたいなものがあると、とてもありがたいなと思って見ました。一般が対象じゃないというのでしたら全然関係ない話なのですが、もし私が読むとしたら、そういうのがあるとありがたいなと思いながら見させてもらいました。

それから、2番目に気になったのは、当然すぎて言われていないのか、隠されているのか分からないのですけれども、いろんなことをやったら、それに対してコストがかかる。そのコストは誰がどう持つのかということがあまり明確に分からない、書かれていないなと思いながら読ませてもらいました。

安全・安心のためにいろんなことをなさるのはとてもいいことで、単純に喜べばそれでいいのですけれども、そのためにはお金がかかることで、それは誰がどう払うのかなと。そういうことを、私も今まで考えずに暮らしていた人間なので、今改めて誰がどうやっているのかなと思っている最中です。ですから、そういうことを含めた上で、みんなはどう考えますかと働きかけるのがいいのではないかなという気がします。

それから、3番目ですが、これは国がやることを強調したらどうかと思います。例えば県レベルではできないこととか、市レベルではもっとできないようなことです。例えば対外的なことはやっぱり国しかできないことなので、それに対してもうちちょっとポイントがあってもいいのではないかなと思って読ませてもらいました。

例えば経済的なことだと、いわゆる外交交渉みたいなもので進むことでありますが、技術的には、例えば検疫の話とか、そういうことも入れていただいていますけれども、検疫系のものは例えば、もちろん法律があるので無理なこともあるのでしょうけれども、農業を守るためというだけじゃなくて、例えば生態系を守っているとか、そういうような部分も含んでいると思うのです。ですから、そういうことを普通の人にもっと知らせる、気付かせるということのも大事じゃないかなと思います。

それから、これは漠然とした感想なのですが、私たちは政治家の方とか行政の方とかがいろいろやって下さっているから、その中で、普通に暮らしています。ゆりかごから墓場までという言葉もあります。だから、何も考えないで暮らしていけるのは、ある意味とても幸せなことだと思うのです。でも、いろんなところで軋みが出てきて、自分も考えないと、のんきに座っていられなくなってきたという状態になった時、やっぱり知りたいと思うのですね、いろんなことを。今までどうしてこうなっていたのかな、どうしたらこうなっていくのかなと。その時に、やっぱりいろんなことを知りたい時に知ることができるようなものがあるとうれしいなと思います。

特に今回は、将来に向かってこんなふうにしていきたいですというのがこの基本計画だと思いますので、本当の絵空事では困ると思いますけれども、それに沿ってどんなことを自分ができるかなとか、自分の身に持ってきながら考えられるようなものがあったら、とてもありがたいなと思って読ませていただきました。

以上です。

○鈴木部会長 貴重な指摘、ありがとうございます。

次、平田委員、お願いします。

○平田委員 今度の新しい基本計画の中で、多分必要なものはすべて揃っているのではないかなというように思います。ただ、総じて言えば、具体策に欠けるという点が唯一の問題点ではないかなというように思っています。

先ほど官房参事官の方から、食料については個々の作物について、32年度の目標がかなり明確に示されておりますので、よかったと思っています。

これから農業白書を毎年出しますが、その中で、今回の政策が着実に実行されているかどうかを把握するという意味において、なかなか難しいとは思いますが、ある程度の目標というものをしっかり出しておかないと、それを審議または、評価することができないと思います。当然、検証は必要だと思いますが、検証できる政策にしておかないと、今までと同じように、「目標を掲げてやったけれども、結果的にはできなかった」で終わってしまうように私は思います。

例えば今の集落法人、限界集落と言われているものが年々増えてきていますけれども、それをどうするのか。農家人口をどのように捉えていくのか。高齢者の比率が年々高まっているけれども、これをどのようにするのか目標を明示する必要があると思います。10年後には年齢構成をどのように変えていくのかというような、ある程度の目標を作る必要が

あります。そのために今回どのような政策を打って、現状をどう変えていくのかということまでやらないと、結果的には、多分実現できないのではないかなというふうに思います。

次に、今後、炭酸ガスの排出を抑制する政策のひとつとしてのバイオマスで、どの程度化石燃料を減らすのか、エコ対策として太陽熱、水、風による発電がございませけれども、農村でどの程度炭酸ガスを減らすためにどのような政策をうつのか、その他、現在住宅で暖房対策として、ペアガラスや断熱材などを導入すると、エコポイントというのが出ます。それでみなさん、こぞって今それを導入しておられます。このような、具体的な政策と結び付かないと、達成は非常に難しいのではないかなというふうに思っています。

また、6次産業の中で、例えば直売所や、グリーン・ツーリズムをやるといっても、グリーン・ツーリズムでどの程度の人数を増やしていくのか、そのために農家民泊なり、そういったものをどのように増やしていくのかといった目標設定をしないと具体性に欠けると思います。なかなか難しいというのはよく分かりますが、ある程度明確な目標を立てておかないと、自給率50%という野心的な目標ですので、実現が難しいのではないかと思っています。

次に、先ほど皆さんもおっしゃいましたけれども、日本の永続的で、しかも健全な発展をするためには、国政において食料の安定供給が最優先課題であり、先進国としての責務でもあり、国家の品格として、また少なくとも先進国並みの自給率を確保することは国民的な課題であることをもっと強く訴えてほしいと思います。今まで、農家の皆さんが、もうからない農業を継続してこられた功績に感謝する意味からも、国民に強いメッセージを発して欲しいと思います。

今回の政策を実現するためには、外国並みの補償は必要であり、国産品を愛用していただくなど国民の皆様の協力が欠かせません。できれば都市住民の皆様も農業に参加し、農村に定住していただきたいと思います。昔は農村から都会に出て行って、今の日本の復興を果たしたわけです。今は逆に、都市から農村に回帰していただいて、農村をもう一度復活させませんかといった強いメッセージを発するべきだと私は思います。それが現在の日本の国にとって今一番必要なんじゃないかなというふうに思っています。

それと、食育ですけれども、日本型の食事の復活ということをもっと強く訴えて欲しいと思います。ホテルで食事しましたけれども、男性の方はほとんどの方が和食ですが、女性の方はほぼ100%パン食です。すなわち、消費者に国産品を愛用する意識がまだ十分に

浸透していないと思います。好きなものを食べればよいという意識を払拭して、自給率を高めるために国産品を愛用する意識を高め、学校給食を無料にして、国産品を使った学校給食にするなどの具体的行動が必要です。一方、今後の消費税については、国産食品の消費税は安く、輸入物についてはちょっと高くするなどの政策も必要です。国産品を愛用するということへのはっきりとしたメッセージを出していく必要があるのではないかなというように思っています。

それと、農山漁村の活性化ビジョンを策定すると書いてございますが、私はこれはすばらしいことだなというように思います。今、もろもろ申し上げましたけれども、国がビジョンを作るだけでなく、分権化の時代ですから、各県なり市町がそれぞれの場所において活性化ビジョンを作っていて、国の施策に沿ったものになっていくような形にしていかないと、自給率50%の達成は難しいのではないかなと思っています。

それと、先般も申し上げましたが、今、高齢化ということもあって、農業を続けるというのが非常に難しいという状況が出てまいっております。農業が継承できる政策を入れていかないと、461万haの農地を維持するという計画が絵にかいた餅になってくるのではないかなというように思います。担い手の継承という面でも、国の政策で支えるというメッセージが明確に出されないと、私はうまくいかないのではないかなというように思っています。

○鈴木部会長 お待たせしました。では、藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 最後になりましたので、皆さんほとんど話されていますが、私は1つだけ、最初のこのまえがきがありますけれども、どうも農水省のこういう文章というのは非常にマイナスイメージが強すぎて、暗い。もちろん今の現状がそうだとすることは確かに分かりますけれども、やはり農業、この分野でもきちんとやっばり、こういう厳しい環境の中でも、やはり自助努力して、きちんと利益を上げて、それなりにやっている経営者というのはいっぱいいるのですよ、全国に。これは施策を見直しということですから、もちろんそういう検証する文章としては、それはいいのしょうけれども、今後やっばり若い人たちが農業をやりたいなと思う時に、やはり農業というのはこういうマイナスイメージだけじゃなくて、きちっとやっばり立派な経営もあるのだということも前面に出していかないと、どうも私はこういうマイナスイメージだけでは農業というのはますます何か暗くなっていくような、そんな感じがしているわけです。

特にこの中にも人材育成ということに触れてありますけれども、農業というのはとにかく

自然だとか農地だとか、そういう環境面に非常に左右される作業だと言われてはいますけれども、もちろんそういう面もあります。当然ありますが、突き詰めて考えれば、やっぱり人なのです。人が育ってこなかったから、今まで農業というのは現状が私はこうだと。いろんな外的な要因もたくさんありますよ、それは否めないのですが、他の業界と比べて、やっぱり農業界というのは人が育っていないのです。育てる環境になかったということです。

今回の担い手政策の中でも、家族経営あるいは集落営農、法人と3つの柱を立てていますが、当然その中からも意欲ある担い手が出てくるわけです。もっと規模を拡大したいとか、あるいは販路を海外に求めたいとか。従って、そういう意欲ある経営者が足を引っ張られるような、そういう政策にだけは是非なって欲しくないなということを希望したいなと思っております。

多様な担い手ということで、皆さんに広く浅く支援するのは、私はそれはそれでいいのだと思いますが、今後農村がますます活性化していくためには、どうしてもやっぱりそういう先を引っ張っていくリーダーが当然必要だと思っております。そういう意味では、人材育成というところには今後5年間はひとつ大きな力を入れて欲しいなと思っております。

特に農業界というのは、なかなか一人前になるまで時間もかかりますし、あるいはいろんなそういう、国内であれ、海外であれ、実戦を踏んで、あるいは研修をして、そうしてやっぱり一人前になるまでに相当時間がかかるのですよ。それが今までやっぱり、なかなか家族農業の中では、立派な人もいますが、育ってこなかったというのが、私はこの結果じゃないかなと思っております。

そういう意味では、全体的にはすべてのことが網羅されておりますので異論はないのですが、5年毎に見直しをしておりますので、今回がその5年目なのですが、こういう世の中の変わり目の早い時というのは、もしかしたら5年待たずして、緊急的に適時に見直しをしなきゃいけない場面もあるのではないかと思っております。そういう面は私は、5年と言わず、果敢に情勢に合った対応を打っていくべきじゃないかなと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

関連してまだご意見があれば。合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員 先ほど私が持続可能かどうかと言ったのは、直接支払については私、全然異論はないのです。世界の流れもそうですし、農家の所得減少に対して非常に大きな効果を持っていることは認めています。問題は、誰を対象にどのぐらい払うのか、支援するのか

ということだと思うのです。

今、藤岡委員がおっしゃったように、広く浅くやって、ずっといけるのかどうかと。やはりある時、決断をしなければいけないと思うのです。現在のような人口減少だとか低成長という大きな構造転換の中で、これをどう考えるかということだと思うのです。

素案には「意欲のある農家すべてに」と書いてありますけれども、190万販売農家すべては意欲ないですよ、絶対。意欲のない人はいっぱいいます。そういう人にまで本当に支援する必要があるのかということなのですよ。

もちろん現在の状況にある程度の歯止めをかけることは必要なのです。だけど、所得補償を使って、この先にどういう農業を目指しますかということをはきちんとしないとせっかくの資金が無駄になりかねません。私は何回も言いますが、所得補償は方法論であって、目的ではないはずなのです。目的はやっぱり活力ある農村とか、活力ある農業とか、持続可能な農業ということです。今後予算も制限されてくるでしょうし、その時に本当に育てるべきは誰なのかということは、やっぱりきちんと考えなければいけないのだろうなというふうに思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

この件について。どうぞ、平田委員。

○平田委員 すみません。今朝テレビでやっていたのですが、北海道の喜茂別町で、年間200万円を支給して、住宅も無料で出すといったようなことが放映されていました。この政策がいいかどうかというのは意見の分かれるところです。が、実際地方では担い手という面で大変困っているという現実があります。

昨今、予算的に厳しい状況になってきています。農漁村の振興対策として、総務省、国土交通省、文科省、環境省、各省が関係します。いろんな施策があるわけですが、農漁村を支える「何とか庁」、「何とか局」みたいなものがあって、窓口一本にして総合的に支えていくというような形にならないと、お金が有効に使えないということもありますし、即効といいますか、政策がすぐ効いてこないというような問題も考えられます。いろいろ問題があって、直ちに実施するのは難しいと思いますけれども、当面はプロジェクトチームでも作ってやっていくような形にしていけないと、今の農村の状態があまりにも厳しい状況なので、待っておれない状況でございます。明確な政策を打ちだし、着実に実行していく必要があるのではないかなというように思っております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

藤岡委員、ございますか。いいですか。

いろいろ議論が出ております。それで、今までの議論で、私もちょっと一言だけお話しさせていただきますと、誰のためのこの基本計画かという話もございました。それで、消費者、国民視点というのも非常に重要だという点もありますが、一方、やはり現場の農家の皆さんが今これを見て、いろいろ経営でどうしようか悩んでおられると。これから、ここを踏みとどまって投資して、子供に継がせようかとか、そういうことで悩んでいる方からの声としては、例えば補助金をいっぱいもらえばいいということではなくて、国としてどういう形で施策を継続的にやるのかということが具体的に見えれば、それをもとにして、あとは創意工夫で自分が判断すると。そういうことがある程度、方向性が具体的に分かるようなメッセージが欲しいということを強く言われています。

だけでも、片や一方で、予算の制約があるので、これはいろいろ総論では書いてあっても、恐らく続かないだろうなど。だからもう諦めるかなというような気持ちを語られる方も増えてきていますので、そこに対してどういうメッセージを出せるかという点を是非強化していただきたいというか、そういう点で言いますと、誰に払うかという、広く浅くなのかという問題もありますが、舟山政務官が言われたような、多面的機能に基づく支払いという考え方においては、農業がそこにあることによる形ということですので、かなり広く払われる論拠にもなる点はあろうかと思えます。

そういう論拠を明確にした上で、そういうものについては対価を払うのだということで整理していただければ、ある程度の継続的な政策としてのメッセージがあるかと思うのですけれども、そういう意味で言うと、例えば環境直接支払ということに関連する部分、農地・水・環境保全向上対策とか、その辺りについては非常に、検証するというような書き方で整理が十分されてないような気がしますので、これで考えておられることと具体的なところが十分に伝わるかなというところがちょっと心配しておる点として思えます。いろんな委員の皆様のご指摘、いろんな視点があるので、一概にどういう形でということは難しいと思いますけれども、私の視点としては、その点がちょっと気になっておりますので、補足的に申し上げておきます。

そうしたら、取りあえず今までのところで、まず舟山政務官の方からコメントをいただきまして、あと事務方から補足をいただければと思います。

○舟山政務官 本当にもろんな貴重なご意見ありがとうございました。是非こういってご意見を参考に、もう一度練り直して、次回お示しさせていただきたいと思ひます。

やはりまず1点、非常に分かりにくい、文章が硬い、暗い、そんな意見がありましたけれども、誰のため、誰に向けているのかというところなのですが、やはりこれ、できるだけ多くの人に、これは本当に基本的な、木で言えば幹の部分、基本的な部分ですので、やはりできるだけ多くの人にこういう認識の中で今後の食料・農業・農村政策を作っていくのだという、そういう部分ですので、より多くの人に読んでもらうような分かりやすさをしっかりと実現しつつ、一方で、これは政府としての意思決定にもなりますので、そのバランスというのでしょうか、やはりあまり砕けた文章でもよくなく、でも難しすぎると誰も見てくれないという、そのバランスをとりながら、本当におっしゃるとおり、確かにちょっと暗いかな、ちょっと分かりにくいかなと。やはりまえがきの最初にはば一んと明るいものを持ってくるとか、そういった工夫をさせていただきながら、やっぱり読んでもらえる基本計画、本当に岡本委員から提案がありましたけれども、例えば一般向けにはもっと柔らかい、分かりやすい、それこそイラストなんかも入れた解説本みたいなものも、もっとやはりみんなが問題なのですということをおPRするような取組が必要だということをつくづく感じました。本当にありがとうございます。

本当に是非、そういう中で、自分の生活、自分の消費行動がどう結び付いているのだろう、どう関係しているのだろうというきっかけになっていただけるような、そういうものも本当にきちんとしなければいけないと思ひています。

それから、網羅的すぎてなかなか具体論に欠けるというご指摘、できるだけ具体論も盛り込んでいきたいと思ひますけれども、一方で、先ほど申しましたとおり、これは幹の基本的な部分ですので、やはりこれから具体論というのは、例えばいろんなビジョンを作っていくたり、特に地域については農山漁村活性化ビジョン、これは本当にまさにご指摘のとおり、省庁連携で、どう農山漁村地域を支援していくのか。それこそ農水省と、総務省と、場合によっては教育も関係しますし、いろんな省庁と連携して、やはりこういったものを具体的に落としていく時にきちんと作っていくかなければいけないと思ひます。

それから、もちろん人を育てるといふのは当然の視点でありまして、広く浅くみんなを救っていくというご指摘もありましたが、ただ1点、今、農業生産の現場といふのは、人を選んで育てるほどの余裕もなく、やはり今いる人をいかに、まずは下支えをしていくのかというところが今緊急に求められているところなのかなと思ひます。ただ、非常に今、

現場というのは急速な変化というのでしょうか、すごく急速に崩壊……、あまり暗いことも言いたくないのですけれども、なかなか農業の現場というのはやっぱり担い手不足というのが急速に進んでいると。今何とか65歳、70歳、それこそ80歳ぐらいの人が、自分の代だけは何とか頑張ろうということで頑張っているわけですが、恐らくここ、あと10年もしないうちに、この構造というのは大きく変わっていくのではないかと思います。

そういう中で、やはり少し時間軸を持って支える中で、地域、地域によっていろんな担い手の形、法人化の動きもあれば、恐らくみんな兼業農家が集まって集落営農でやっていくという地域もあるかもしれない、個別農家が育っていく地域もあるかもしれない。そういうところを今やはり下支えをしていかなければいけない時期なのかなと思っておりまして、そういう中で今後どういう展望をしていくのかという、そこはやはりきちんと考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

それから、本当にもうできるだけ自給率向上は国家の安全保障の基盤なのだという、そういうもっと強いメッセージ、これはしかも国家の品格として、国民全体の問題としてということのメッセージも、しっかりと、もっと出させていたいただきたいと思ひますし、最後に鈴木部会長からもご指摘ありました、そういったこれからの農業と、それに付随する、生業に付随する役割をどう支えていくのかという、その方向性も、この文章の中にももっときちんと、本当に検討ではなく、そういう方向性をばんと盛り込める、可能な限り盛り込んでいきたいと思ひますので、本当に今、今日ご指摘いただいたものについてはしっかりと反映させて、次回までにもう一度練り直して、今度は変わったと思われるような素案にさせていただきます、またご提示できればと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

何か補足があればお願ひします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、自給率の関連で、食料安全保障課長からもしお話しすることがあれば。よろしいですか、特に細かい数字の面。なければ結構ですし。

他にどうでしょうか。

お願ひします。

○農村振興局 松本委員からありました中山間地域の直接支払の中での果樹の取扱ですけれども、おっしゃるような点は、私どももこれまでもそういうご意見があるのは承知しておりまして、確かに同じような傾斜地で果樹を植えているのと、そばを作っているのでは随分経費が違うじゃないかと、そういう思ひはあると思ひますけれども、一方で、この

中山間地域の直接支払というのはどうしても、いわゆる条件不利性を補正する支払いということで、客観的な、地理的な条件、そのもとで条件不利性を補正するというので、何を作ったからということではなくて、条件不利性そのものを補正するという政策なので、どうしてもそこには限界があるということで、この問題はそういう形でやるのか、何を作ったらということになると、これは生産なりそういった分野にも入ってくるので、そういう仕分けをしていく必要があるというふうに思っています。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

他に事務局から。お願いします。

○消費・安全局 ちょっと事実関係だけで申し訳ございません。岡本委員から動植物検疫について、関連してですけれども、動植物検疫についてはご評価いただいて、あれなのですけれども、それに関連して、生態系に影響するものもというふうなご指摘がございました。

私どもは農林省でございますから、やはり農業生産に直接関係あるものを対応しております。生態系は別途、環境行政の中で取り組むべきものとして、外来生物の問題とかいろいろありますので、それはそれとして、我々も環境省とまた取組をしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○鈴木部会長 では、松本委員、どうぞ。

○松本委員 政務官もおられますから、1つ、ずっと昨年来申し上げているのですが、先ほど茂木委員も合瀬委員もおっしゃいましたけれども、この企画部会として、言葉はいいのかどうか分かりませんが、一言で言えば構造展望とありますけれども、やっぱり何か追求して、国民の方々に何らかのそういう指標か何か分かりませんけれども、出さないと、やっぱりこの役所の硬い文章だけで、一般に協力を得られないといえますか、これからの5年間、10年間を国全体で、国民全体で支えていただくと、こういうことであれば、やっぱりイメージが、こういう姿を目指すのですよと、あるいはこういうそれぞれの経営が、地域、地域に存在する、あるいは地域性もあるかもしれませんけれども、というような姿がないと、やはり心を打たないのではないかと思います。

それから、そこに携わる農業者の方々も、じゃ、どういう農が日本の国として自分たちのポジションがあるのだと、こういう確信を持って日々努力をする、そういう糧が生まれてこないと思うのです。是非そういうことを、ちょっと蛇足ですけれども、申し上げたいと思えます。

○鈴木部会長 じゃ関連して、茂木委員、どうぞ。

○茂木委員 先ほど農業構造の将来展望、これが非常に大切だと私申し上げたのですが、このいわゆる政策が成功するかしないかは、この将来展望というのは大変重要であるわけです。先ほど政務官はさらっと流されましたが、これを職業として、果たして誇りと自信を持って今後進められるのかという、これは大変重要なことですので、是非ともその辺のところ、展望は見極めていただきたいなど。これが担い手、あるいは後継者、これにつながっていくわけですから、是非ともその辺、ひとつお願い申し上げます。

○鈴木部会長 では、政務官からお願いします。

○舟山政務官 この本文の中にも、やはりこれからの政策の在り方、それこそきちんと国内で食料を作れるものを作っていくのだ、農地も有効活用するのだと、そういう中で具体論に落としていって、いわゆる将来的な姿も入れているのですけれども、恐らくご指摘なのは、将来展望、構造展望というものを、また別途出すべきではないかというご指摘だと思いますけれども、そういったご指摘も踏まえて、少し検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○鈴木部会長 平田委員、お願いします。

○平田委員 舟山政務官はよくお分かりだと思っておりますが、農業というのは単年度でやるというようなものではなくて、永続的に常に行われるものです。種子も1年前から手配しますし、もちろん農薬や資材も半年前には手配します。従って農業の場合、かなり前の時点で政策が分からないと、正常な農業経営ができません。この問題は、決算という官庁の問題であって、長期にわたる政策の形でないと、農業の発展に結びつかないと思います。

特に、例えば政策で言えば、4月に事業が出てきて、手続をやって、最終的に許可が出るのは9月、10月であり、既に収穫も終わっているという状況です。そういうことが現実的に行われていますが、このようなことは本来、事業として、普通の経営では考えられないことです。そういった基本的な面を根本的に改善していくべきだと思います。

それと、今農村に若い人が住まない大きな問題として、一つ、教育の問題があります。舟山政務官はよくご存じですが、日本で今一番学力の高い県はどこですか。

○舟山政務官 秋田県です。

○平田委員 秋田ですよ。2番目が福井ですよ。

ですから、別に都市部が教育力が高い、学力が高いということではありません。フィンランドもそうですが、家族で一緒に夕食をとり、手作りの料理を楽しむといった心豊かな

生活が教育力を高めていますし、また幸せにもつながっているということですから、そういった面からも豊かな生活というのはどういうものかということ、もう一度日本国民が考え直す政策にして欲しいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ご指摘ありがとうございます。

それでは、他にいかがでしょうか。

合瀬委員。

○合瀬委員 1つだけ。6次産業化、すでに法案を出されたと言うことですが、これまでもクラスター事業とか、農商工連携だとか、それから今回の6次産業化とか、いろいろ地方の活性化を支援する仕組みというのが作られてきました。民主党のマニフェストにも書いてあるのですが、一括交付金というか、地域のことはやっぱり地域に考えてもらうような仕組みを農水省がいち早く取り入れて、少し何かそういう仕組みも、もしあれば書いていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○鈴木部会長 この点について、お願いします。

○舟山政務官 まず、今、平田委員からのご指摘もありましたけれども、多年度にわたる政策、やはり1年1年で政策の中身が変わって、要綱ができるまで時間がかかり、また補助金の申請交付が非常に遅くなって、もう来た頃にはそれこそ、機械のリース事業を申請したけれども、来た時にはもう収穫が終わって、もう要らないというような事例を私も聞きましたし、やはりそこはまず迅速な対応と、やはりころころ事業を変えるような形ではなくて、腰をすえて複数年度できちんと取り組むような事業、また、今これは財務省あたりでも検討しているみたいですが、例えば予算の単年度主義を少し持ち越しで、複数年度で組めることが可能なかどうか、そういったことも検討しているようでありますので、是非そこは、省内でできることはしっかりと多年度にわたる長い政策をやりたいと思いますし、いろいろ全体の議論にも加わっていきたくて思っております。

それから、今の6次産業化の話と、一括交付金の問題です。今現にかなり交付金化をしているような、省内の中でも交付金化しているようなものが随分出てきていますけれども、もう一方で、今非常にこの一括交付金、民主党はそういった方向でこれからも検討が進んでいくのですけれども、一方で、全く色なしで一括交付金、確かに地域のことは地域に任せるといったことは本当に理想だと思うのですけれども、現状が、全くひもも色も付かずに

投げた時に、どこに地方が何に優先して使うのか、それも地方の自由だと言えばそれまでなのですけれども、例えばやはり農林水産業の方にどれだけ回ってくるのかというのがなかなか見えにくい。

皆さん総論では、農業は大事だ、地域の振興のために大事だと言うのですけれども、やはり目先に迫った、例えば医療の福祉施設に回るとか、道路の補修に先に回ってしまうとかという中で、どこまで一括交付金が可能なのかなという部分もあって、そこはきちんと議論した上で対応していくと。大きな流れとしては、地域主権、地方分権ということですので、方向としてはそっちに進んでいくのでしょうけれども、そこもきちんと、やはり地域の理解なんかも得ながら進めていかなければ、ちょっと怖いところもあるかなという思いが少しだけするのですけれども、例えば学校図書費が一般財源化された時にどうなったかという、もう図書費が各市町村で本当に減ってしまったのです。教育は大事だと言われながらも、やっぱり、いやいや、ちょっとここはこっちに、今緊急性の高いこちらにお金を回してしまおうということも、ちょっと地方を信用していないようで何か怒られそうなどころもあります、そこは地域とやっぱりきちんと議論をする中で進めていきたいと思っています。大きな方向としてはそういう方向になると思います。

○鈴木部会長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 全くそうだと思います。かつての三位一体改革ですね、相当の政策予算が地方に行ったけれども、実際は他に流用されてしまって、現に市町村の人材的にも、予算的にも、どこに行っちゃったのだという現実がありますから、是非そこは、是は是、非は非で、よく点検してやっていただきたいと、このように要望いたします。

○鈴木部会長 藤岡委員。

○藤岡委員 1点だけよろしいですか。食料自給率のことですが、今までも盛んにそういう向上対策のあれはやってきたのだと思います。現実として、今41%ですが、この食料自給率を上げるには、私は今の新規需要米の米粉、飼料米、これがどう需要が伸びるか、この1点にかかっているのだと思います。他の野菜だとか、ご飯をもっと食べろとかと言ったって、これはみんなが食べればそれは増えるのでしょうけれども、そうあまり期待できるものではないと思っています。

一番の要素は飼料米と米粉。特に飼料については、ほとんどが輸入飼料に頼っている。和牛を食べれば食べるほど自給率が下がっていくという妙な仕組みですが、ここは一つ思い切って輸入飼料に対する政策的な仕組みを考えて、何%かはやっぱり義務的に使っても

らうのだと、そのぐらいの覚悟でやらないと、私はなかなかこの自給率というのは、民間任せ、市場任せでは上がっていかないと考えております。

米粉もどんどん増えてはきていますが、何と言ってもやっぱり私は飼料だと思っております。せっかく日本にたくさん米があつて、もちろん肉質の問題とかそういうのはあるのでしょうかけれども、そういう飼料技術の問題も含めて、私はここは思い切った政策を取らないと増えていかないと考えます。

○鈴木部会長 ご指摘ありがとうございます

他に。せっかくですので、まだあれば、お出し下さい。よろしいですか。

じゃ、お願いします。

○舟山政務官 ご指摘ありがとうございます。本当にご指摘のとおり、やはり飼料自給率を上げていかないと、全体の自給率は上がらないと。しかも今回も野心的な飼料用米の生産目標を掲げていますので、そこは、つい先日、畜産・酪農の対策、価格決定がありましたけれども、やはりその時の議論の中でも、国産飼料をできるだけ利用できるようなインセンティブをどう付けていくのか。なかなかすぐには難しいかもしれませんが、例えば何かの事業の要件に少しそういった国産飼料の導入率を上げることとか、そういったものを入れるとか、政策とリンクさせながら、そこはしっかりと対応していきたいと考えております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

事務方の方からは何か補足的なこと。

お願いします。

○環境バイオマス政策課 いくつかバイオマスについてのご指摘がございました。バイオマスにつきましてももちろん頑張っていかななくてはいけないということがございますし、それから農山漁村に存する資源を使った産業を創出すると、先ほど松本委員のご指摘のようなメインのものになっていくかと存じます。

それで、バイオマスにつきましては、昨年、バイオマス活用推進基本法というのができておまして、それに基づきまして、国全体としてのバイオマスの活用推進をどういうふうにしていくかということの基本計画、恐らく閣議決定になりますが、それをこの6月頃を目途に今、関係府省で進めております。

農水省がその幹事をしておまして、農山漁村から出てくるもの以外につきまして、あるいはエネルギー以外のものにつきましても、今後どういうふうにやっていくかというの

をやっていくということになってございますので、きちんと計画を立ててやっていくことになってございます。

それから、平田委員から、バイオマスでもってどの程度温暖化対策に寄与していくのかというふうなご質問をいただきました。今朝、実は温暖化対策基本法の閣議決定がされておりまして、その中で再生可能エネルギーは10%ということになってございます。この中には、農山漁村に関係するものとしては、バイオマス以外にもいろいろ、もちろん風力と太陽光を設置するとか、あるいは小水量とかいろいろあるわけでございますけれども、全部合わせて10%ということでございます。そのうちバイオマスがいくらになるかということにつきましては今後でございますけれども、いろいろやってみると、農水省で前やった時については、狭義の意味のバイオマスのエネルギーだと0.5～0.6ぐらい、もっと木材の利用とか全部含めていきますと2～3%ぐらい行くのではないかというのがございますけれども、今後の検討ということになるかと存じます。

以上でございます。

○鈴木部会長 お願いします。

○総合食料局 藤岡委員のおっしゃられました米粉、飼料用米の重大さというのは、これはもう私どもも十二分に承知しておりますし、今日の生産努力目標や何かでも、そのところについて、課題も置きながら、きちんと書きこんでいるというふうに思っております。

ただ1点、事実関係で、ちょっとこれはご留意いただきたいのですけれども、ご承知のとおり、自給率向上の際に、エサのカウントは10分の1という形になりますので、確かに水田の装置をいかにきちんと利用するか、水田をきちんと、農地をきちんと利用していく、そういった意味で調整水田等をなくしていく。そういうことで、この飼料用米とかいうことは非常に重要であります。ただし、米粉はいいのですけれども、飼料用米は、今申し上げましたように、エサにカウントになりますので、表面的な自給率への寄与、これは野菜がほとんどないのと同じように、これはやはり飼料換算にせざるを得ないということはちょっとご留意いただきたいと思えます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押しておりまして、次の議題に移らせていただきたいと思えます。ちょっと12時を少し過ぎるかと思えますが、ご容赦下さい。

それでは、2つ目の議題であります農業白書の骨子案につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

○情報評価課 情報評価課の櫻庭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付してあります資料2-1の構成とポイント、そして資料2-2骨子（案）というのがございますけれども、時間の関係もございまして、資料2-1の構成とポイント（案）で、21年度食料・農業・農村白書の取りまとめの方向なり考え方について申し上げたいと思います。

まず初めに、先ほど岡本委員の方からご指摘ございましたけれども、この白書は国会提出文書でございますので、読者は国民という認識でございます。従いまして、今日の骨子は硬く書いておりますけれども、できるだけ分かりやすく今後書き込んでいきたいと思っております。

まずはその構成でございますけれども、今回特集として「～新たな農政への大転換～」ということでございます。これは食料・農業・農村基本法が制定されて10年の節目に当たると。今回の基本計画が10年先を目指しているということでございますから、これまでの10年間にわたる施策なり、主な状況についてご説明した後、新たな食料・農業・農村基本計画の目指すものなり、その内容について解説していきたいと思っております。

そして、トピックスとして、22年度に戸別所得補償制度に関するモデル対策を実施しますので、これを分かりやすく解説して、お示ししたらどうかなという具合に考えております。

続きまして、各章のポイントでございますけれども、第1章は、題名にありますように、食料自給率を中心にして解説していったらどうかなという具合に考えております。

第2章は、食生活の点、それから消費者の信頼確保に向けてとございますけれども、この中では食料消費の動向、そして食品産業の動き、そういったものも解説していきたいという具合に考えておりますし、当然のことながら、食品の安全性の向上のための施策についてもご紹介していったらどうかなと考えております。

第3章は農業の持続的発展に向けてということで、既にいろんなこの基本計画の中でご議論されている状況で、農業の状況がございまして、ここでは農業所得の増大、この必要性を中心にキーワードに書いていったらどうかなという具合に考えております。

第4章は農村地域の活性化に向けてということで、ここでは農業・農村の6次産業化の取組、そういったものを紹介しながら、活性化に向けた方向性を解説していったらどうかなという具合に考えております。なお、一番最後の方にございますけれども、最近若者を中心とした農業への様々な取組が見られますので、やはりここは明るく締めていきたいな

という具合に考えております。

なお、今後は4月に委員の皆様のご都合を伺いながら、草案本体のご検討を4月中にお願いできればという具合に考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。このような構成、内容、それから今後のスケジュール等をお話しいただきましたが、この点についてはいかがでしょうか。ご意見ございましたら願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、こういう方向性で進めていくということで、ご了解いただいたということにいたしたいと思ます。

それでは、残りの資料につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○大臣官房参事官 資料3でございます。国民からのご意見・ご要望についての第15回ということで、2月22日から3月5日まで、計102件のご意見・ご要望をいただいておりますので、それをまとめたものでございます。

国民からのご意見・ご要望につきましては、この15回、3月5日までの間で、合計延べ3,058件のご意見をいただいております。本日のご議論でいよいよ基本計画の本文がかけられましたので、これを早速インターネットに載せまして、本文についてのご意見・ご要望も賜ってまいりたいと。また、そのご意見・ご要望につきましては、可能な限り審議会の場でご提示させていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、ほぼ予定の時刻になりました。最後に事務局からの連絡をお願いします。

○大臣官房参事官 次回の会合につきましては、事務局としては来週の終わり頃に開催する方向で調整しております。また後日、文書にてご連絡申し上げますので、よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 それでは、本日も大変貴重なご意見、ご議論ありがとうございました。これで閉会といたします。

午後0時00分 閉会